

IPネットワーク設備委員会 ソフトバンク説明資料

ソフトバンク株式会社
2018年3月16日

 SoftBank

・IoTサービスの取り組みについて

・IoT時代の制度の在り方について

・IoTサービスの取り組みについて

・IoT時代の制度の在り方について

IoT

- Internet of Things -

あらゆるモノがNWでつながること



あらたな価値を創造するためには
IoTプラットフォームの存在は不可欠

ソフトバンク IoT プラットフォーム

あらゆるものをデータに変え、新たな価値を共創するビジネス基盤

ソフトバンク IoT プラットフォーム



お客様と共に新たな価値創造を実現可能にする
多種多様なAPIを提供



ビル・商業施設

Customer Data



総務システム



エネルギー
マネジメント



従業員満足度



従業員
健康データ

SoftBank API & Data



- ・開閉
- ・人感
- ・照度

利用状況可視化



- ・CO2
- ・温湿度
- ・照度

環境可視化



- ・位置情報

従業員位置情報

スマートビルディング

- ビル管理コスト最適化
- 職場環境最適化

公共・インフラ

スマートメンテナンス

Customer Data



構造物設計データ



保全計画

SoftBank API & Data



・振動
・歪み

リアルタイム
状態管理



・オープンデータ
・環境センサー

気象情報



・オープンデータ
・気象情報
・位置情報

交通情報

- 予知保全・災害対策
- マーケティング活用

製造・物流・小売

Customer Data



生産計画



製造機器データ



保全計画



輸送計画



POSデータ



発注計画

SoftBank API & Data



・在庫情報

倉庫内品質管理



・屋内位置情報
・屋外位置情報
・温湿度
・振動

物流品質管理



・トレンド把握
・気象情報

需要予測

スマートサプライチェーン

- 予知保全(ダウンタイム最小化)
- End to Endの品質管理
- 機会損失・余剰在庫の最小化

IoTを支える NWインフラの 高度化

世の中のあらゆるモノがネットワークにつながるIoTの時代

これまでとは全くレベルの違う、
圧倒的な低コスト・低消費電力・低遅延、そして超広域エリア化
ネットワークインフラの飛躍的な高度化がIoT時代の到来を加速させる

IoTの起点ニ ネットワーク



モノをネットワークに

つなぐ



データを

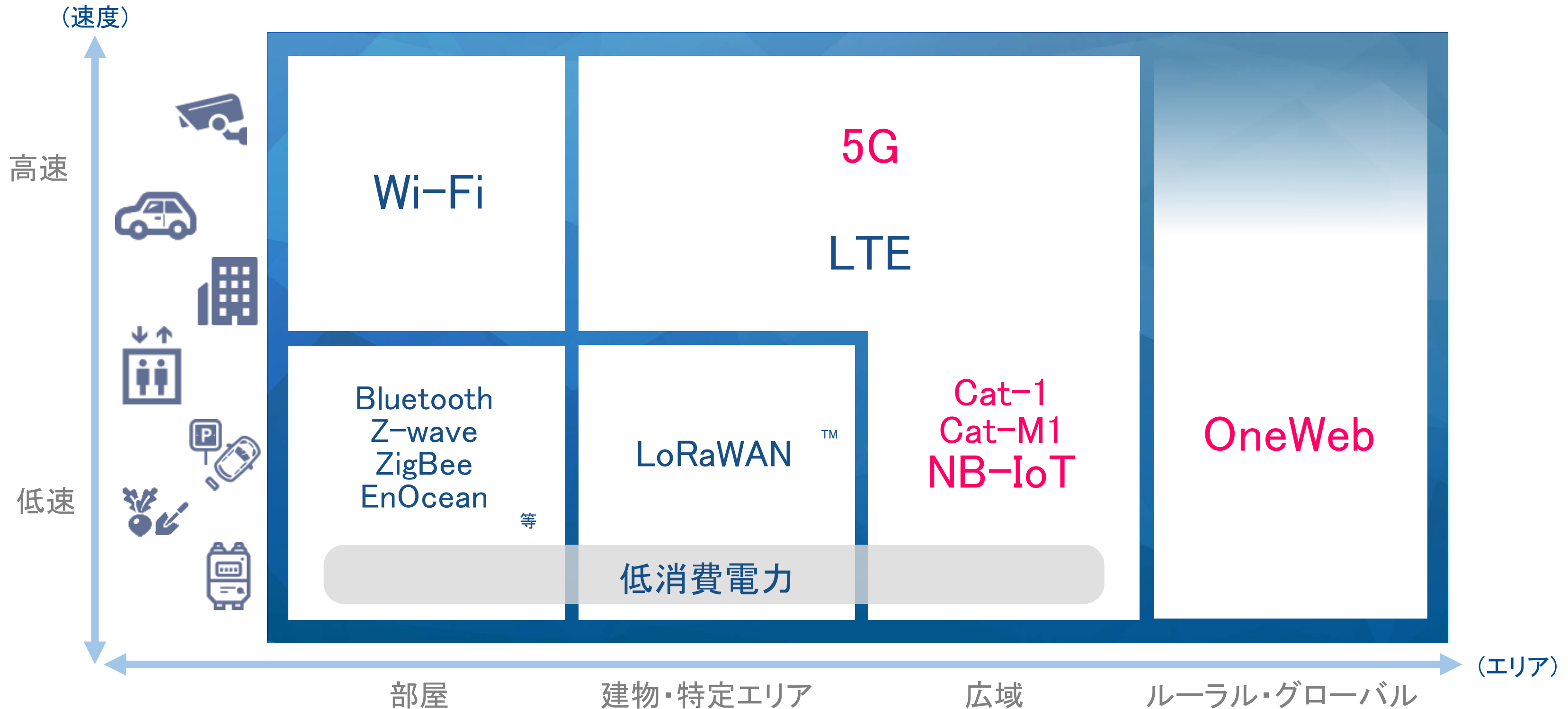
収集・分析



価値のある

サービス化

ネットワーク ラインナップ



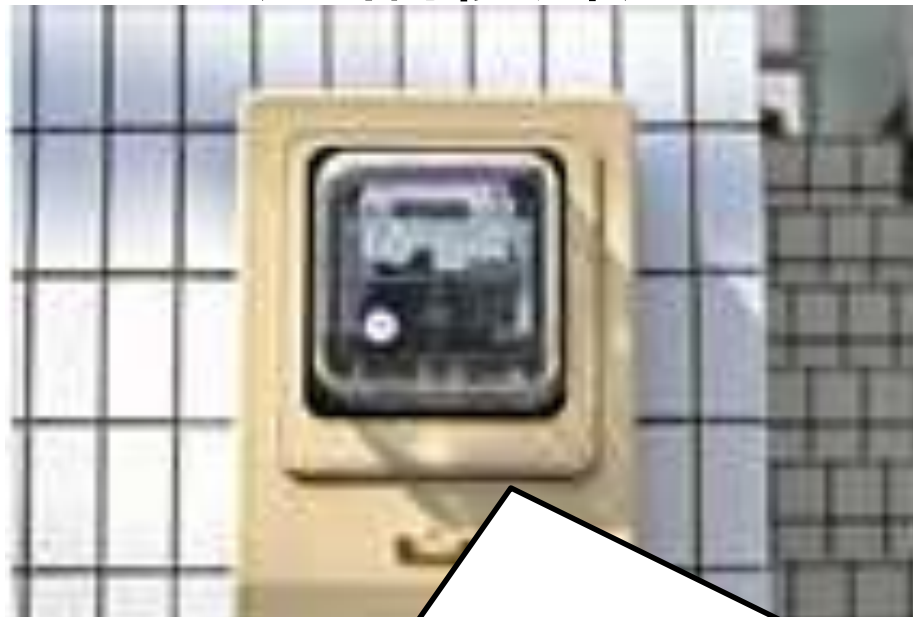
・IoTサービスの取り組みについて

・IoT時代の制度の在り方について

これまでの電気通信サービスは、ヒトが利用するサービスを前提に立てつけられており、各種制度もヒトに与える影響を重視した制度設計になっているものと考えます。

一方、IoT時代の電気通信サービスは、数時間サービスが停止しても大きな影響がないようなモノ向けのサービスや、ヒト向けであっても用途が限定されているようなサービスが増えると考えられるため、必要に応じて制度の見直しの検討を行うことが重要と考えます。

モノ向けのサービス事例 (遠隔検針)



数時間・数日等に1回のみ通信
エラーがあれば再送すれば問題が無い

用途限定のサービス事例 (テレマティクス)



1プッシュで特定コールセンターのみに音声接続

(参考) 現行規則の例

電気通信事業法施行規則

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の**総務省令で定める重大な事故**は、次のとおりとする。

一 次の表の**上欄に掲げる電気通信役務の区分**に応じ、それぞれ同表の**中欄に掲げる時間**以上電気通信設備の故障により**電気通信役務の全部又は一部**(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の**提供を停止又は品質を低下**させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた**利用者の数**(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)**がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上**のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
	一時間	十万
三 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(音声伝送役務を除く。)	二十四時間	十万
	十二時間	百万
四 一の項から三の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万

端末設備等規則に定める主な技術基準

- 基本的機能
- 発信の機能
- 識別情報登録
- ふくそう通知機能
- 送信タイミング
- ランダムアクセス制御
- タイムアライメント制御
- 位置登録制御
- チャンネル切替指示に従う機能
- 受信レベル通知機能
- 送信停止指示に従う機能
- 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能
- 故障時の自動的な送信停止機能
- 重要通信確保のための機能
- 緊急通報機能
- 移動電話端末固有情報の変更を防止する機能
- 電氣的条件等アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
- 漏話減衰量

End of File